

厚生一資料3

令和8年

第1回岐阜県議会定例会
条例その他議案関係資料

厚生環境委員会

厚生環境委員会 目次

議第36号関係	厚生 1
議第37号関係	厚生 4
議第38号関係	厚生 5
議第49号関係	厚生 6
議第50号関係	厚生 6
議第52号関係	厚生 8
議第53号関係	厚生 8
議第54号関係	厚生 8
議第55号関係	厚生 8
議第56号関係	厚生 8
議第57号関係	厚生 8
議第58号関係	厚生 8
議第59号関係	厚生 8
議第60号関係	厚生 8
議第61号関係	厚生 11
議第62号関係	厚生 13
議第65号関係	厚生 15

議第 36 号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

健康福祉部健康福祉政策課

飲食店営業等許可申請手数料の改定（生活衛生課）

1 改正の趣旨

食品衛生法の一部改正（一部を除き令和3年6月1日施行）により、飲食店営業等の許可に係る事務量の増加が見込まれたものの、コロナ禍という状況を踏まえ、新規申請手数料の額を据え置くこととした

今般、一部改正後の食品衛生法に基づく許可の有効期間（最長5年）が令和8年6月以降に順次満了を迎えることから、令和8年6月1日以降の申請に係る各種手数料の額を、現在の許可手続にかかる経費を積算した結果を踏まえ増額するもの

ただし、一部改正前の食品衛生法に基づく許可を受けており、引き続き許可を受けようとする者に対し、手数料の額を減額する経過措置（※）を置く

※経過措置について

法改正後に引き続き許可を受けようとする者に対しては、「新規許可」の区分の額が適用されるところ、令和3年度の改定時、コロナ禍のため改定後の継続申請手数料と同額とする経過措置を設けた

これまで経過措置を認めてきた者との均衡を図るため、令和3年度の改定時と同様の経過措置を設けることとする

2 改正内容

区分		現行 (円)	改定後 (円)
飲食店営業	新規許可	16,000	18,000
	継続許可	12,800	14,400
	短期営業	4,000	6,000
	臨時営業	2,000	3,000
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規許可	9,600	10,000
	継続許可	7,680	8,000
食肉販売業	新規許可	9,600	11,000
	継続許可	7,680	8,800
魚介類販売業	新規許可	9,600	11,000
	継続許可	7,680	8,800
	短期営業	2,400	3,700
魚介類競り売り営業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000

集乳業	新規許可	9,600	11,000
	継続許可	7,680	8,800
乳処理業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
特別牛乳搾取処理業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
食肉処理業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
食品の放射線照射業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
菓子製造業	新規許可	14,000	18,000
	継続許可	11,200	14,400
	短期営業	3,500	6,000
アイスクリーム類製造業	新規許可	14,000	25,000
	継続許可	11,200	20,000
乳製品製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
清涼飲料水製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
食肉製品製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
水産製品製造業	新規許可	16,000	25,000
	継続許可	12,800	20,000
冰雪製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
液卵製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
食用油脂製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
みそ又はしょうゆ製造業	新規許可	16,000	25,000
	継続許可	12,800	20,000
酒類製造業	新規許可	16,000	25,000
	継続許可	12,800	20,000
豆腐製造業	新規許可	14,000	18,000
	継続許可	11,200	14,400
納豆製造業	新規許可	14,000	18,000
	継続許可	11,200	14,400

麺類製造業	新規許可	14,000	18,000
	継続許可	11,200	14,400
そうざい製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
複合型そうざい製造業	新規許可	28,000	30,000
	継続許可	22,400	24,000
冷凍食品製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000
複合型冷凍食品製造業	新規許可	28,000	30,000
	継続許可	22,400	24,000
漬物製造業	新規許可	10,000	18,000
	継続許可	8,000	14,400
密封包装食品製造業	新規許可	16,000	25,000
	継続許可	12,800	20,000
食品の小分け業	新規許可	10,000	18,000
	継続許可	8,000	14,400
添加物製造業	新規許可	21,000	25,000
	継続許可	16,800	20,000

※ 1件につき、上記の手数料を徴収する。

3 施行日

令和8年6月1日

法律の一部改正に伴う所要の規定の整理（薬務水道課）

1 改正の趣旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び関連省令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うもの

2 改正内容

別表第一27の表を、以下のとおり整理

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う、項ずれの処理
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令の一部改正に伴う、引用する省令の題名の改正

3 施行日

令和8年5月1日

議第 37 号 岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する 条例について

健康福祉部国民健康保険課

1 改正の趣旨

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるもの。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の一部の施行（令和 8 年 4 月 1 日施行分）に伴い、算定政令が改正されることから、これに対応するため、必要な規定の整備を行う。

【算定政令改正の趣旨】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童手当等の支給に要する費用に充てるために、令和 8 年 4 月 1 日より、政府は保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされた。

そのため、市町村は子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を徴収し（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 104 条第 1 項）、調整交付金の交付や財政安定化基金においても、子ども・子育て支援納付金を勘案等することとされたことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・子ども・子育て支援納付金に係る項を新設し、岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出割合を 0（ゼロ）と規定
- ・政令改正に伴い、その他所要の規定を整理

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 38 号 岐阜県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例について

健康福祉部国民健康保険課

1 改正の趣旨

岐阜県国民健康保険法施行条例は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるもの。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の一部の施行（令和 8 年 4 月 1 日施行分）に伴い、算定政令が改正されることから、これに対応するため、必要な規定の整備を行う。

【算定政令改正の趣旨】

子ども・子育て支援法等の一部改正に基づき、令和 8 年 4 月 1 日から創設される「子ども・子育て支援金制度」により、医療保険者から徴収する「子ども・子育て支援納付金」について、以下の点が定められた。

- 医療保険者が負担する納付金額の算定基準（所得水準等）の明確化
- 支援金率の範囲を政令で規定し、保険者が条例で定めることを可能とする

2 改正内容

- ・「子ども・子育て支援納付金」の納付金額の算定基準に関する条文を新たに追加
- ・条文追加に伴う条番号の調整

<新設条文>

条番号	内 容
第 20 条	子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準
第 21 条	子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合
第 22 条	子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合
第 23 条	子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

議第 49・50 号 県土地開発公社先行取得用地の取得と売却について

健康福祉部健康福祉政策課

1 概要

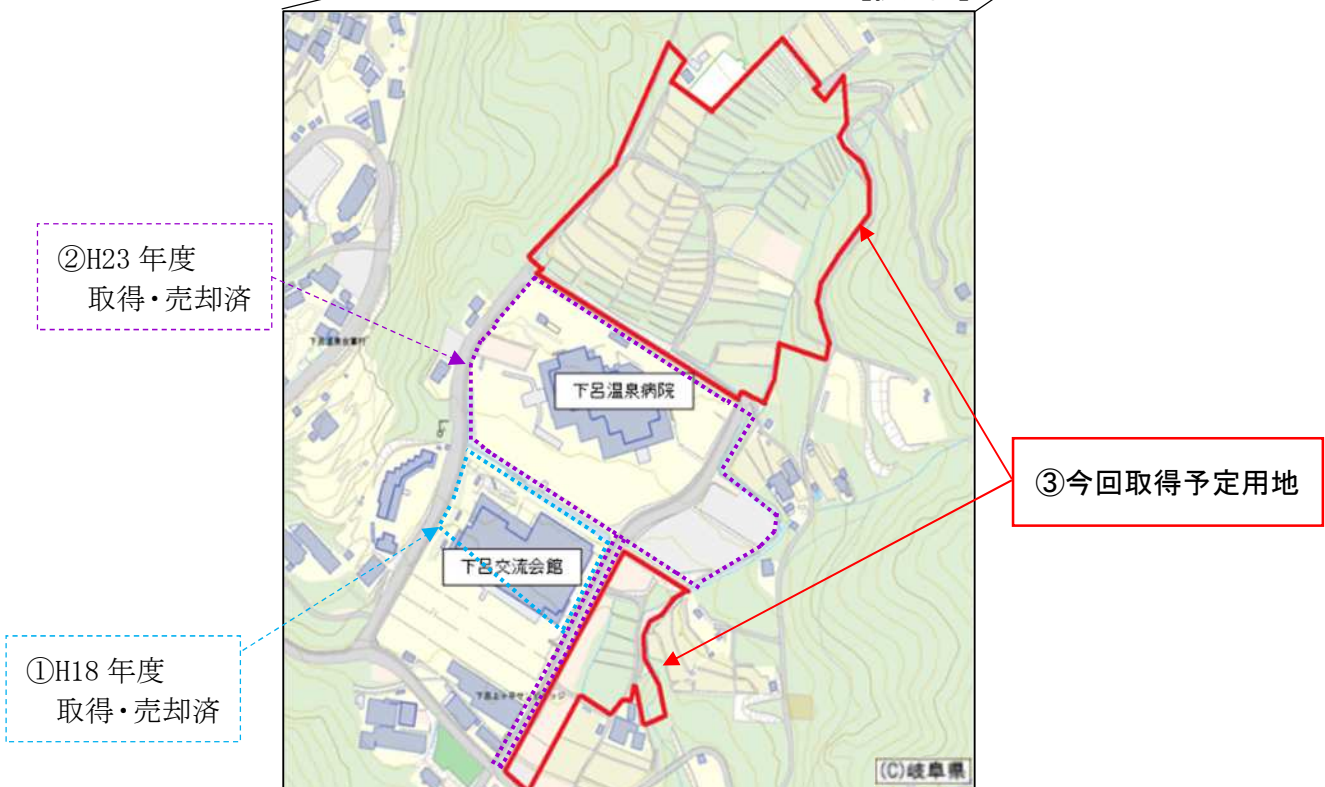
平成9年度から10年度にかけて、県との契約により県土地開発公社が先行取得した公共事業用地を、県が取得し下呂市へ売却するもの（同市は設置する福祉施設の移転先等として活用）

2 土地の所在及び面積

下呂市森字上ヶ平 2335 番 2 ほか 125 筆 [面積：54,089.4 m²]



【拡大図】



3 これまでの経緯

- | | |
|------------|---|
| ・ H7 年度 | 障害者総合リハビリテーション施設「りはとぴあ(仮称)」整備基本計画策定 |
| ・ H9～10 年度 | 県土地開発公社が事業用地(約 9.8ha)【①～③】を先行取得 |
| ・ H15 年度 | 「りはとぴあ(仮称)」整備と下呂温泉病院の移転新築を一体化した整備計画策定・事業着手 |
| ・ H17 年度 | 「政策総点検」において、「りはとぴあ(仮称)」整備は中止し、下呂温泉病院の移転新築に見直し |
| ・ H18 年度 | 「南飛騨総合健康アリーナ(仮称)」(現:下呂交流会館)用地として、一部を下呂市へ売却(約 0.9ha)【①】 |
| ・ H23 年度 | 下呂温泉病院用地として一部を下呂温泉病院に、同病院への市道用地として一部を下呂市へ売却(約 3.5ha)【②】 |
| ・ R5 年度 | 下呂市から、今回取得予定用地【③】購入の申し出 |
| ・ R6 年度 | 県と下呂市との間で用地の取得及び売却に係る覚書を締結

議会に土地取得に係る 12 月補正予算(債務負担行為)案及び R7 当初予算(歳入・歳出)案を上程し、可決 |

4 契約金額

- | | | |
|-------------------|--------------------|------------|
| ・ 県土地開発公社からの取得予定額 | 2, 852, 004, 204 円 | (帳簿価格等) |
| ・ 下呂市への売却予定額 | 328, 457, 463 円 | (不動産鑑定評価額) |

5 売却後の利活用予定

下呂市において、同市の設置する養護・特別養護老人ホームあさぎりサニーランドの移転をはじめ、将来にわたり健康や福祉などの行政サービスを提供する拠点として整備

6 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|------------|-----------------------|
| ・ R8 年 2 月 | 県議会に土地の取得及び処分議案を上程 |
| 3 月 | 可決後、県土地開発公社及び下呂市と契約締結 |

議第 52～60 号 県立社会福祉施設に係る指定管理者の指定について

健康福祉部高齢福祉課
健康福祉部障害福祉課

1 趣旨

県立社会福祉施設に係る現指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了するため、同年 4 月 1 日からの 5 年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの

2 対象施設

県立社会福祉施設 9 施設（別紙「県立社会福祉施設の概要」参照）

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- ・団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良 2-2-1）
- ・指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

[現在の指定管理者]

特定者指名

- ・団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良 2-2-1）
- ・指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）
<ひまわりの丘のみ>
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（3 年間）

4 特定者指名とする理由

○県施策との密接な連携

当該団体は、昭和 42 年に県の出捐により設立され、その長年の施設運営等により蓄積されたノウハウと高い専門性を有した人材を生かして、民間では受入れが難しい支援区分が重い方を積極的に受け入れ、セーフティネットの役割を果たすなど、本県福祉行政の一角を担っている。

○利用者へ提供する福祉サービスの継続性確保

指定管理者の変更による経営方針の変更や職員の異動・交代は、入所者への心理的影響が懸念されるほか、提供する福祉サービスの継続性が確保できず、サービスの低下を招く恐れがある。

○岐阜県福祉事業団の独立採算性

当該団体では現在、施設運営について事業団運営施設全体で採算を取る運営をしており、県から赤字補填等の財政支援を行っていない。

【参考】選定の経緯

- 令和7年 6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名とすることを認められた。
(指名団体) 社会福祉法人岐阜県福祉事業団
 - ・あわせて、ひまわりの丘を除き、指定管理者候補予定者の選定に係る個別審査について実施不要とされた。(ひまわりの丘は、県福祉事業団の経営状況を確認するため代表して個別審査を行うこととされた。)
- 令和7年 7月23日 令和6年度に県立はなの木苑で発生した虐待事案を受け、障害者総合支援法に基づき、岐阜県が指定の一部効力停止(新規利用者の受け入れ停止・期間3か月)の行政処分を決定。
- また、虐待事案への対応として、県福祉事業団に対し外部有識者による第三者検証委員会を立ち上げ、検証結果及び更なる再発防止策を県に報告するよう指導。
- 令和7年 8月 6日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
- <はなの木苑>
- ・第三者検証委員会が提出する報告書の内容を踏まえて、特定者指名による指定管理者募集の妥当性の審査をやり直すこととされた。
- <はなの木苑を除く8施設>
- ・第三者検証委員会が提出する報告書の内容を踏まえて、指定管理者候補者の決定に係る審査を行うべきとされた。
- 令和7年12月16日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
- ・第三者検証委員会の検証結果報告書等を報告。
- <はなの木苑>
- ・再審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名とすることを認められた。
 - ・あわせて、指定管理者候補予定者の選定に係る個別審査について実施不要とされた。
- <はなの木苑を除く8施設>
- ・ひまわりの丘について、個別審査の結果、県福祉事業団を指定管理者候補予定者とする事が認められた。
 - ・これにより、はなの木苑を除く8施設は、以降の指定管理者候補者の決定に係る審査を進めることとされた。

令和8年1月中に実施した県内部の審査を経て、県立社会福祉施設9施設について県福祉事業団を指定管理者候補予定者とする事が認められた。

県立社会福祉施設の概要

施設名	所在地	施設種別 (対象者)	根拠法	定員(人)	供用開始年月日	指定管理業務	所管課
1 寿楽苑	岐阜市	特別養護老人ホーム	老人福祉法 介護保険法	70	昭和43年4月1日	高齢者への福祉サービスの提供 老人デイサービス事業 老人短期入所事業	高齢福祉課
2 飛騨寿楽苑	飛騨市			120	昭和48年4月1日		
3 陽光園	美濃市	障害者支援施設 (身体障がい者)	障害者総合支援法	(入所) 60	昭和51年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス 障がい者の短期入所事業	障害福祉課
4 三光園	山県市			(短期) 4	昭和56年4月1日		
5 サニーヒルズみずみなみ	瑞浪市			(入所) 50			
				(入所) 50	(短期) 4		
6 幸福苑	山県市			(入所) 40	昭和58年4月1日		
7 ひまわりの丘	関市	福祉型 障害児入所施設	児童福祉法	(入所) 40 (短期) 3	昭和42年4月1日	障がい児の入所支援等の障害福祉サービス 児童短期入所事業	障害福祉課
8 みどり荘	岐阜市	障害者支援施設 (知的障がい者)	障害者総合支援法	(入所) 50 (短期) 4	昭和56年4月1日	障がい者の施設障害福祉サービス 障がい者の短期入所事業	障害福祉課
9 はなの木苑	土岐市			(入所) 70 (短期) 4	昭和46年4月1日		

※全施設に共通して、業務内容に施設維持管理業務が含まれる

議第 61 号 岐阜県立白鳩学園に係る指定管理者の指定について

子ども・女性部子ども家庭課

1 趣旨

岐阜県立白鳩学園に係る現指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了するため、令和 8 年 4 月 1 日からの 2 年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県立白鳩学園
- ・施設種別 児童養護施設
- ・根拠法 児童福祉法
- ・定員 40 人
- ・供用開始 昭和 21 年 7 月 10 日
- ・所在地 恵那市大井町 2716-13

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- ・団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良 2-2-1）
- ・指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）

【現在の指定管理者】

特定者指名

- ・団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良 2-2-1）
- ・指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 特定者指名とする理由

(1) 県施策との密接な連携

当該団体は、昭和 42 年に県の出資により設立した団体である。白鳩学園が唯一の県立児童養護施設として、障がいがある児童等特に専門的なケアが必要な児童を積極的に受け入れる等、セーフティーネットとしての機能が求められている施設であることを理解し、その役割を果たすとともに、施設職員を目指す学生等の研修により人材育成にも取り組むなど、長年に渡り本県における要保護児童に対する社会的養護施策を担ってきた。こうした実績により、当該団体は児童養護施設運営を安定的に行うための人材とノウハウを十分に有している。

(2) 入所児童へ提供するサービスの継続性確保

入所児童へのサービス提供は児童と施設職員との長年の信頼関係が重要である。特に障害がある子どもが抱える困難に対しては、一貫した関わりと安定した養育環境のもとで成長を促すことが適切であることから、指定管理者の変更による経営方針の変更や職員の異動・交代は、児童への心理的影響が懸念されるほか、提供する福祉サービスの継続性が確保できず、サービスの低下を招く恐れがある。

(3) 社会福祉法人岐阜県福祉事業団の独立採算性

当該団体は現在、施設運営について事業団運営施設全体で採算を取る運営をしており、県から赤字補填等の財政支援を行っていない。

(4) 評価員会議による評価

これまでの業務に対し、評価員会議において「協定書等に基づき指定管理業務が適切に行われている」とされた。また「利用者の立場に立ち、一人ひとりの児童に対して丁寧な対応ができています」と評価を受けている。

(5) 利用者満足度向上や業務改善への積極的・継続的な取組

福祉サービス第三者評価事業や、毎月子ども全体会議、幼児・小学生・中高生の各ユニット・居室毎の話し合い等を通して、児童ひとりひとりの意見を聞き、利用者の満足度向上や業務改善に積極的・継続的に取り組んでいる。

5 指定管理期間を2年とする理由

当該施設は、「岐阜県社会的養育推進行動計画」（令和7～11年度）に基づき小規模化及び家庭的養護の推進のため、再整備を予定している。このため、少なくとも現施設での運営が確実に見込まれる2年間（令和8～9年度）として設定している。

【参考】選定の経緯

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

議第 62 号 岐阜県立千草寮に係る指定管理者の指定について

子ども・女性部男女共同参画推進課

1 趣旨

岐阜県立千草寮に係る現指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了するため、令和 8 年 4 月 1 日からの 5 年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県立千草寮
- ・施設種別 女性自立支援施設
- ・根拠法 困難女性支援法、DV 防止法
- ・定員 15 人
- ・供用開始 昭和 45 年 4 月 1 日

3 指定管理者となる団体

特定者指名

- ・団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良 2-2-1）
- ・指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

【現在の指定管理者】

特定者指名

- ・団体名 社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜市下奈良 2-2-1）
- ・指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 特定者指名とする理由

（1）県施策との密接な連携

当該施設は県内唯一の女性自立支援施設であり、その運営を昭和 45 年から岐阜県福祉事業団に委託してきた。県の出資により設立された同事業団は、県施策と密接に連携しながら、長年に渡り女性支援行政の一角を担っている。

（2）利用者へ提供する福祉サービスの継続性確保

当該施設は、一定期間保護の必要のある女性に対して生活支援や職業支援を行い、社会へ適応し自立を図ることを目的としている。指定管理者の変更による経営方針の変更や職員の異動・交代は、提供する福祉サービスの継続性が確保できず、サービスの低下を招く恐れがある。

(3) 社会福祉法人岐阜県福祉事業団の独立採算性

岐阜県福祉事業団では現在、施設運営について事業団運営施設全体で採算を取る運営をしており、県からの財政支援は、建替えに伴う維持管理経費（光熱水費及び設備保守等）増額分のみである。

(4) 評価員会議による評価

これまでの業務について、評価員会議において「優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている」とされた。また「パンフレットの作成など、様々な努力をされている」等、高い評価を受けている。

(5) 利用者満足度向上や業務改善への積極的・継続的な取組

福祉サービス第三者評価事業、入所者や保護者を対象としたニーズ調査、CS調査（利用者満足度調査）を主体的に実施し、利用者等の満足度向上や業務改善に積極的・継続的に取り組んでいる。

5 指定期間を5年とする理由

安定したサービスを確保するため、5年とする。

【参考】選定の経緯

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・ 審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

議第 65 号 岐阜県環境基本計画の策定について

環境エネルギー生活部環境生活政策課

1 計画の概要

県環境基本条例に基づき策定する本県の環境に関する計画の最上位に位置する計画であって、計画期間は5年間(令和8～12年度)。

2 策定までの経緯

県環境審議会において審議が行われるとともに、県議会への素案の報告、パブリックコメントなどを経て、2月2日に審議会から計画案の答申を受けた。

3 計画の構成

第1章 基本的事項

○環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県環境基本条例第10条により策定が義務付けられ、本県の環境に関する計画の最上位に位置する計画

○計画期間は2026(令和8)～2030(令和12)年度の5年間とし、以下の計画との整合性を図りつつ、一体的に策定

- ・岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条、気候変動適応法第12条)、岐阜県エネルギービジョン
- ・岐阜県廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5)
- ・岐阜県海洋ごみ対策地域計画(海岸漂着物処理推進法第14条)
- ・岐阜県食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律第12条)
- ・生物多様性ぎふ戦略(生物多様性基本法第13条)

第2章 環境を取り巻く情勢等

1 今日の環境を巡る動き

○国の「第6次環境基本計画」の策定(2024(令和6)年5月閣議決定)

○温暖化の防止と気候変動への適応 ○資源循環型社会の推進 ○生物多様性の保全

2 本県の状況と課題

状況と課題、本県の主な取組及び今後の展開を記載

第3章 計画の方向性

基本施策	目指すべき将来像
1 「脱炭素社会ぎふ」の実現	地球温暖化に対する緩和策・適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化
2 資源循環型社会の形成	ごみの発生抑制・再使用・再生利用等の意識が浸透
3 美しく豊かな環境との共生	豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用
4 安全・安心な生活環境の確保	安全・安心で健康的な生活が送れる環境の確保
5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容	環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付く

第4章 施策の展開

基本施策	主な施策
1 「脱炭素社会ぎふ」の実現	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化の緩和策の推進・気候変動への適応策の推進
2 資源循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の発生抑制・循環的利用及び適正処理の促進・美しい生活環境の保全・災害・感染症への備え
3 美しく豊かな環境との共生	<ul style="list-style-type: none">・地域循環共生圏の創出支援・自然環境の保全及び活用・生物多様性の保全
4 安全・安心な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none">・水・土壌環境の保全・大気環境の保全
5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容	<ul style="list-style-type: none">・多様な主体間の連携による人づくり・環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

第5章 計画の推進

○計画の推進体制、進捗管理と評価、計画の見直しに関する事項を記載

その他掲載事項

○環境に関するキーワードなどを紹介するコラム等
(ネット・ゼロ、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブ等)